

令和2年度予算編成方針を次のとおり定めるので、的確な処理を期されたい。

令和元年10月18日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和2年度予算編成方針

1 国及び地方財政の状況

国の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方、「通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

そのような中、国は6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2019」において、新経済・財政再生計画の下、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、経済再生が財政健全化に貢献し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与することで、経済と財政の一体的な再生を目指す。

令和2年度においては、「骨太方針 2018」及び「骨太方針 2019」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行うとしている。

これに基づいて総務省から要求された令和2年度予算概算要求においては、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとして、前年度より6400億円、4.0%増加の16.8兆円の要求となっている。ただし、最終的な決定は年末の地財折衝を待つこととなり、厳しい状況が予想される。

2 町財政の状況

町財政は、平成30年度決算において、地方消費税交付金や地方交付税などが増加し、一般財源収入が約8300万円増加した。それにより、経常収支比率が前年度より2.7ポイント改善し100.5%となったが、依然として100%を超えた硬直した状態である。

現在の財政状況は経常収支比率が示すとおり、収支のバランスが大きく崩れ、財源不足を基金の取り崩しで調整している状態であり、財政調整基金の平成30年度末現在高は、前年度より4900万円減少し約8億円となっている。

平成30年度は一般財源収入の増加により現在高の減少額は縮小したが、平成28年度から現在高の減少が続いており、このまま収支の不均衡が続くと、今後数年間で基金が枯渇する可能性がある。

さらに、普通交付税については、町村合併から10年経過したことによる合併算定替の段階的な縮減や国勢調査による人口減少の反映により、今後も減少していく見込となっている。平成31年度において合併算定替による普通交付税の増加額は約600万円であり、令和2年度までの間で段階的に縮減され、令和3年度には合併に伴う財政支援は完全になくなることとなる。加えて令和3年度には次回の国勢調査による人口が反映され、現時点の試算では約1億1200万円減少する見込である。両方の影響を合わせると2年後には交付税が約1億1800万円減少することとなる。

このままでは、毎年度多額の財源不足が生じることとなり、それを補う基金も不足する危機的な状態に陥ることが予想される。そのため早急に改革に取り組み、収支が均衡した持続可能な財政構造に転換していく必要がある。

3 予算編成の基本方針

令和2年度は、まちづくりの指針である長期総合計画・後期基本計画の3年目にあたり、計画の目標に設定している16,000人の人口規模を維持するには、人口減少に歯止めをかけるために策定した「かつらぎ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取り組みを推進するとともに、取り組むべき施策を的確に捉え着実に行政運営を行うことが重要である。

また、現在の財政状況を鑑みると、選択と集中の観点から施策の重点化を図ることはもとより、限られた財源と行政資源を有効に活用し、持続可能な行財政運営を展開するため「行財政改革推進計画」に基づく改革に取り組み、令和4年度までの予算編成を通じて年間3億円の収支改善を目標に、財源の確保と徹底した歳出改革を進める必要がある。

こうしたことを踏まえ、令和2年度においては、かつらぎ町の将来像である「住んでみてここがイチバン かつらぎ町」を実現するために、次の6つの事項を重点項目とし、長期総合計画の推進と行財政改革推進計画に基づく改革に取り組む予算を編成するものとする。

《 重 点 項 目 》

(1)活力を生むまちづくり

人口の減少と活力低下を食い止めるため、地域特性を生かした農林業の展開や魅力ある商工業の振興、観光・サービス業の育成等を推進するとともに、移住・定住施策の推進に積極的に取り組む。

(2)健康に暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるよう健康づくりの場と機会を提供し、健康維持と健康増進の意識を高め、健康寿命の延伸を目指すとともに医療費の抑制を図る。

(3)いきいきと暮らせるまちづくり

地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、高齢者福祉や障がい者福祉の充実の推進に取り組む。

(4)安全・安心のまちづくり

消防・防災体制の強化を図り、災害、自然災害などから命と暮らしを守り、安心して生活ができるまちづくりに取り組む。

(5)子どもを守り育むまちづくり

子どもたちを取りまく環境の充実のため、子ども・子育て支援、教育環境の充実、青少年健全育成を推進する。

(6)行政運営の効率化

限られた財源と人員で住民の満足度の高い行政サービスを提供できるよう、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築を目指す。

また、町民本位の政策展開ができるようPDCAサイクルに基づいて事務事業の進捗管理と検証を行い、予算編成との連携を図ることで、予算の有効活用に取り組む。